

海老名市地球温暖化対策実行計画



平成 29 年 4 月

目次

第1章	改定の趣旨	1
	1. 策定の趣旨	
	2. 改定の背景	
	3. 今後の海老名市の対応	
	4. 改定の根拠	
第2章	基本的事項	4
	1. 実行計画の対象範囲	
	2. 実行計画の対象とする温室効果ガス	
	3. 実行計画の期間	
	4. 実行計画の基準年度	
	5. 算定方法	
第3章	現状と課題	6
	1. 現状	
	2. 課題	
第4章	実行計画の目標	8
	1. 目標の設定	
第5章	目標達成に向けた取り組み	9
	1. 目標達成に向けた取り組み	
第6章	実行計画の推進	13
	1. 推進体制	
	2. 運用管理	
	3. 実施状況の点検	
	4. 実施状況の公表	
	5. 職員の研修	
終章	市民・事業者・行政の取り組み（区域施策編に代えて）	14
	1. 温室効果ガスの排出状況	
	2. 市民・事業者・行政に求められていること	
	3. 市民・事業者・行政の取り組み	

第1章 改定の趣旨

1. 策定の趣旨

地球温暖化は最も重要で深刻な環境問題といえます。地球は二酸化炭素（CO₂）等の一定の温室効果ガスにより気温が保たれていました。しかし、特に平成2（1990）年以降、石油等の化石燃料を大量に消費することによって、温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、これに伴って気温の上昇が顕著になり、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつ等の異常気象の増加等の問題が現れ、私たちの生活環境等に深刻な被害が及ぶ可能性が指摘されています。また、現在も気温は全体的に上昇傾向にあります。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11（1999）年に施行され、各地方公共団体は、温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画（実行計画）の策定が義務付けられました。本市では、京都議定書発効を受け、平成20（2008）年3月に平成24（2012）年度までの計画として「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

2. 改定の背景

（1）地球温暖化の状況

温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）による観測では、平成27（2015）年に初めて全大気中の平均二酸化炭素濃度が400ppmを超えました。

また、地球温暖化について科学的知見等から包括的な評価を行っている組織「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成25（2013）年9月から平成26（2014）年11月に第5次評価報告書の第1～3作業部会報告書を公表しましたが、この中では、1880年から平成24（2012）年の間に世界の平均気温は0.85℃上昇していること、地球温暖化は疑う余地がなく、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いこと等が指摘されています。

厳しい温暖化対策をとらなかった場合、今世紀末には4.8℃上昇するとされており、二酸化炭素の排出削減の必要性を訴えています。

（2）国際社会の動向

平成27（2015）年12月にフランスのパリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書に代わる平成32（2020）年以降の新しい温暖化対策の枠組み「パリ協定」が採択、その後55か国以上が締結し、かつ締結国の排出量が全体の55%以上に達したため、平成28（2016）年11月4日に「パリ協定」発効されました。

パリ協定には、世界共通の長期目標として産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持すること（1.5℃に抑える努力する旨にも言及）、すべての

国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、5年ごとに世界全体の状況を把握すること等が明記されています。

(3) 日本の動向

平成25(2013)年11月、平成23(2011)年3月11日の東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めず設定した目標を国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。

その後、平成27(2015)年7月17日に、地球温暖化対策推進本部において温室効果ガス排出量を平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比-26.0%(平成17(2005)年度比-25.4%)の水準(約10億4,200万t-CO₂)とする約束草案を決定し、提出しました。

そして、約束草案等を踏まえ、平成28(2016)年5月13日に日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。これは、平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として平成62(2050)年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、日本の地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

また、温室効果ガスの排出の抑制等を行う緩和だけではなく、現に表われている影響等に対して適応することも求められていることから、平成27(2015)年11月27日に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されています。

3. 今後の海老名市の対応

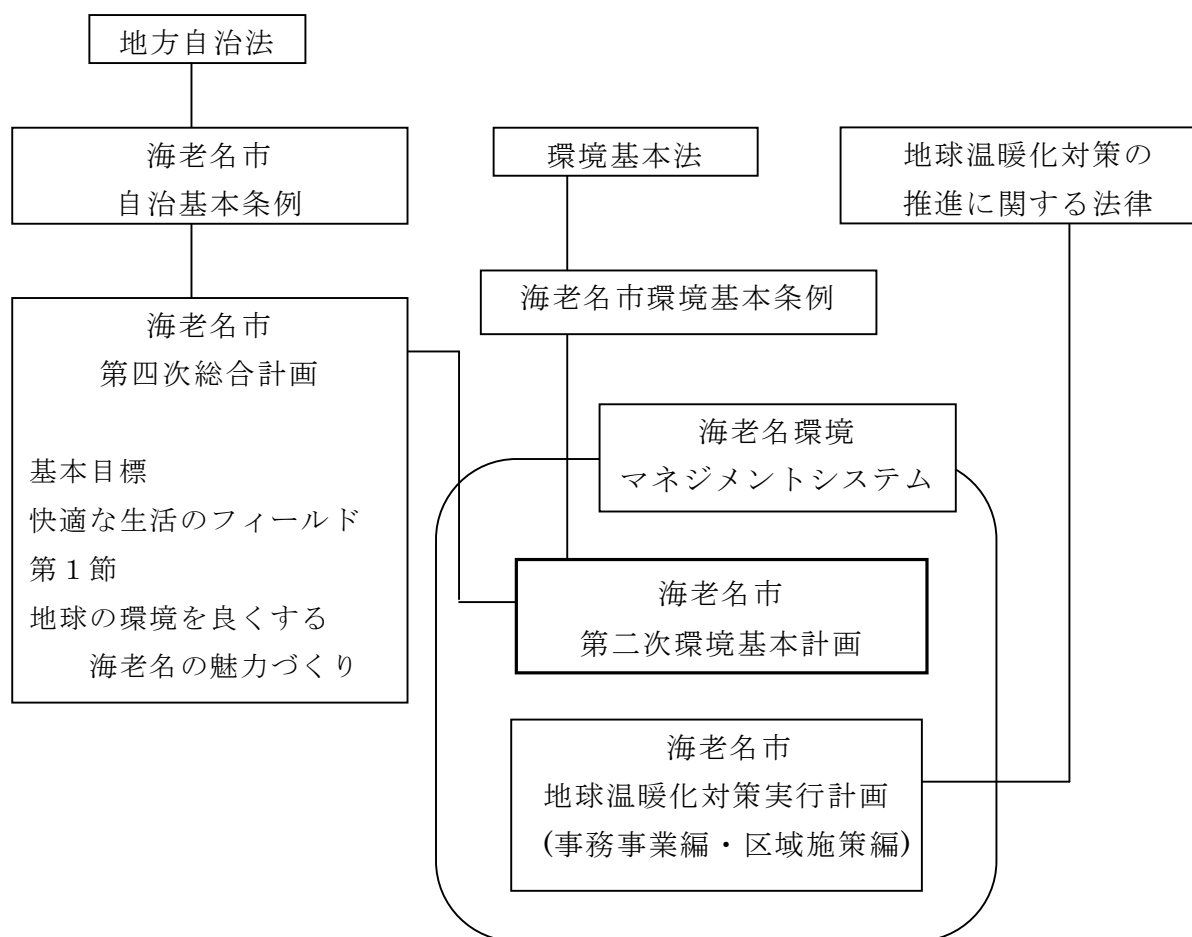
地球温暖化対策は、国、都道府県及び市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実現することができます。

日本の目標である、温室効果ガス排出量を平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比-26.0%(平成17(2005)年度比-25.4%)とする目標の達成のため、特に家庭・業務部門においては約4割という大幅な排出削減が必要です。

東日本大震災後のエネルギー政策の見直し等もあり、低炭素社会の実現に向けて、一事業所である地方公共団体の役割の重要性も高まっています。

そのため、海老名市においても、平成29年度からISO14001によらない当市の環境マネジメントシステムの運用を開始することも踏まえ、平成24(2012)年度までの実行計画であった「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」と、後述の「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」を「海老名市地球温暖化対策実行計画」に一本化して改める等、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、職員一人一人が自発的に地球温暖化対策への取り組みを実行し続けていく必要があります。

【海老名市地球温暖化対策実行計画体系図】



4. 改定の根拠

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第1項

第 2 章 基本的事項

1. 実行計画の対象範囲

海老名市に所属する全ての組織の事務及び事業を対象とします。

(各課等・公用車も含む)。

部 局	施 設 等
市長室	大型防災備蓄倉庫
財務部	本庁舎（西棟含む）
市民協働部	えびな市民活動センター、コミュニティーセンター・文化センター、さがみ野安全安心ステーション、防犯灯、文化会館、市民ギャラリー、海老名運動公園、北部公園、庭球場、中野公園、中野多目的広場、連絡所
保健福祉部	保健相談センター、医療センター、保育園、子育て支援センター、わかば会館、障害者デイサービスセンター、国分寺台ケアセンター、総合福祉会館、高齢者生きがい会館
経済環境部	南部農業拠点施設、市内緑地・緑道、美化センター、資源化センター、リサイクルプラザ
建設部	道路照明灯、下水道ポンプ場、せせらぎ公園(水路等)
まちづくり部	市内公園、海老名駅西口特定公共施設、中央公園地下駐車場、自転車等駐車場、海老名駅自由通路
消防本部	消防分団器具置場、本署、北分署、南分署、今里出張所兼今里給油施設
教育部	小学校、中学校、郷土資料館（温故館）、歴史資料収蔵館、文化財収蔵庫、今福薬医門公園、食の創造館、教育支援センター、図書館
会計課	
選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局	
農業委員会事務局	
議会事務局	

2. 実行計画の対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、次の7種類とします。(地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項)

- 二酸化炭素 (CO₂)
- メタン (CH₄)
- 一酸化二窒素 (N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- パーフルオロカーボン (PFC)
- 六フッ化硫黄 (SF₆)
- 三ふっ化窒素 (NF₃)

7種類の温室効果ガスのうち、全体のほとんどを占める二酸化炭素の削減を重点に取り組みます。

平成 25 (2013) 年度温室効果ガス総排出量

【単位：kg. -CO₂/年】

温室効果ガスの種類	主な排出要因	排出量	比率(%)
二酸化炭素	電気・燃料の使用	10,810,251	99.9957
メタン	自動車の走行、浄化槽	428	0.0040
一酸化二窒素	自動車の走行、浄化槽	35	0.0003
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコン	1	0
パーフルオロカーボン		0	0
六フッ化硫黄		0	0
三ふっ化窒素		0	0
	計	10,810,715	100.00

3. 実行計画の期間

平成 29 (2017) 年度から平成 42 (2030) 年度

※ 社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ随時改定をします。

4. 実行計画の基準年度

平成 25 (2013) 年度

5. 算定方法

温室効果ガスの算定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に定める温室効果ガス排出係数を用います。

第3章 現状と課題

1. 現状

平成 25(2013)年度と平成 27(2015)年度の二酸化炭素総排出量 【単位：kg. -CO₂】

項目		平成 25(2013)年度		平成 27(2015)年度		増減率(%)
		排出量	比率(%)	排出量	比率(%)	
電気		8,441,550	78.09	8,132,326	77.29	▲3.66
燃料	灯油	628,026	5.81	488,781	4.65	▲22.17
	都市ガス	1,268,062	11.73	1,435,924	13.65	▲13.24
	軽油	197,044	1.82	183,982	1.75	▲6.63
	ガソリン	164,141	1.52	159,344	1.51	▲2.92
	LPガス	108,285	1.00	113,717	1.08	5.02
	LNG	3,142	0.03	7,290	0.07	132.02
合計		10,810,251	100.0	10,521,363	100.00	▲2.67

温室効果ガスのうち、二酸化炭素は、電気・燃料の使用によって排出されます。そのうち電気の使用による排出量が約 77%を占め、基準年平成 25(2013)年度に対して平成 27(2015)年度は 3.66%減少しました。総排出量では、基準年に対し 2.67%減少しています。

(参考)

平成 17(2005)年度と平成 24(2012)年度の二酸化炭素総排出量 【単位：kg. -CO₂】

項目		平成 17(2005)年度		平成 24(2012)年度		増減率(%)
		排出量	比率(%)	排出量	比率(%)	
電気		7,845,977	76.64	8,093,078	78.30	3.15
燃料	灯油	1,116,867	10.91	729,897	7.06	▲34.65
	都市ガス	666,902	6.51	1,046,192	10.12	56.87
	軽油	338,264	3.30	207,915	2.01	▲38.53
	ガソリン	132,364	1.29	151,613	1.47	14.54
	LPガス	137,419	1.34	105,790	1.02	▲23.02
	LNG	-	-	1,398	0.01	-
合計		10,237,794	100.00	10,335,881	100.00	0.96

温室効果ガスのうち、二酸化炭素は、主に電気・燃料の使用によって排出されます。

これまでの実行計画は、平成 17(2005)年度の二酸化炭素排出量を基準として、平成 24(2012)年度は 2.6%の削減(9,197,005kg)を目標としていましたが、実際は 10,335,881kg で 0.96%増加と達成することが出来ませんでした。

2. 課題

統廃合された公共施設に比較し、新設された公共施設が多く、基準年である平成25(2013)年度と平成27(2015)年度では減少していますが、近年の二酸化炭素の排出量は、増加傾向にあります。

一般的なオフィスの用途別エネルギー消費割合は、熱源(冷凍機、冷温水機、冷却塔等)31.1%、熱搬送(冷温水2次ポンプ、空調機、ファンコイルユニット等)12%、給湯(ボイラー、循環ポンプ等)0.8%、照明・コンセント(照明器具、事務機器等)42.4%、動力(駐車場ファン、エレベータ等)8.6%、その他(トランス損失等)5.1%とされています。(出典:(財)省エネルギーセンター)

普段から使用してしない会議室、更衣室、トイレや湯沸室等の照明を必ず消灯すること、OA機器等を使用していない時は電源をきる等、積極的に省エネを徹底していく必要があります。

しかし、それだけでは公共施設から排出される温室効果ガスの大幅な削減は難しいため、常に温室効果ガス排出削減を念頭に置いた活動をする、例えば公共施設の建て替えや改修のタイミングに、再生可能エネルギーの導入や設備の省エネルギー化を図ることが、当市の事業の中で最も実効性のある取り組みの一つと言えます。

第 4 章 実行計画の目標

1. 目標の設定

地球温暖化対策の推進に関する法律第 4 条で、地方公共団体は自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全に努めることが定められています。

平成 27(2015)年 7 月 17 日、地球温暖化対策推進本部において、国の温室効果ガス排出量の目標値を、平成 42(2030)年度に平成 25(2013)年度比 -26.0% (平成 17(2005)年度比 -25.4%) の水準 (約 10 億 4,200 万 t-CO₂) とする約束草案が決定されました。

第 2 章「基本的事項」の 4 で、実行計画の基準年度を国と同じ平成 25 (2013) 年度としていますが、基準年と平成 27 (2015) 年度を比較して減少しましたものの、二酸化炭素排出量は増加傾向にあります。

当面は、東日本大震災の影響で近年最も二酸化炭素排出量の少なかった平成 23(2011)年度の水準まで下げることに力を入れて取り組み、平成 42(2030)年度までに、国と同じ平成 25(2013)年度比 -26.0% の水準にすることを目標とします。

(参考)

平成 23(2011)年度と平成 27(2015)年度の二酸化炭素総排出量 【単位：kg. -CO₂】

項目	平成 23(2011)年度		平成 27(2015)年度		増減率 (%)	
	排出量	比率 (%)	排出量	比率 (%)		
電気	7,845,977	77.22	8,093,078	78.30	3.15	
燃料	灯油	864,737	9.61	488,781	4.65	▲43.48
	都市ガス	716,464	7.96	1,435,924	13.65	100.42
	軽油	221,899	2.47	183,982	1.75	▲17.09
	ガソリン	152,201	1.69	159,344	1.51	4.69
	L P ガス	95,263	1.06	113,717	1.08	19.37
	L N G	-	-	7,290	0.07	-
合計	9,001,781	100.00	10,521,363	100.00	16.88	

第5章 目標達成に向けた取り組み

1. 目標達成に向けた取り組み

(1) 省エネルギー活動等の推進

①照明の使用

- ・昼休みや時間外勤務時等の不要な照明を消します。
- ・使用していない会議室、湯沸し室、トイレ等は消灯します。
- ・各職場の最終退出者は、消灯を確認します。
- ・使用場所の明るさに応じて蛍光灯本数の間引きを行います。
- ・照明は、高効率のLEDを使用したり、場所に応じて種類を使い分けたりする等省エネの配慮に努めます。

②冷暖房・空調機器の使用

- ・冷暖房の温度は、冷房28℃、暖房19℃を適正温度とします。
- ・ブラインドの活用等により室温を適正に管理します。
- ・冷房時の軽装、暖房時の重ね着等、服装を工夫し、冷暖房時の適正温度を維持します。

③電気機器等の使用

- ・離席時に使用しないパソコン等の電源を切ったり、休止モードしたりします。
- ・長時間使用しない電気製品は主電源を切ります。
- ・各職場の最終退出者は印刷機等の電源を切ったことを確認します。

④エレベーターの使用

- ・エレベーターの利用を控え、可能な限り階段を利用します。

⑤給湯器等の使用

- ・給湯器等は温度を適正にする等、適切・効率的な運転管理を行います。
- ・使用していない時間帯は、給湯器等の熱源を切ります。

⑥公共施設の管理

- ・遮熱フィルムにより日射を防止します。
- ・空調等の設備・機器の省エネルギー化を推進します。

(2) 交通等対策

①公用車の使用の削減

- ・出張等に当たっては、公共交通機関を優先的に使用します。
- ・近距離の移動は、徒歩や、自転車を使用します。
- ・目的地が同じ場合の移動等については、他の部署も含め相乗りを励行します。

②低公害車導入の促進

- ・公用車の導入に際し、燃費効率のよい低公害車（燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド車、その他九都県市指定低公害車等）を導入します。

③燃料の使用抑制

- ・駐停車時のアイドリングストップを徹底します。
- ・急発進、急加速及び空ふかしは行わず、適正速度で走行します。
- ・エアコンの使用を控えめにします。
- ・不要な荷物は積まないようにします。

(3) 資源の有効利用、循環型社会の構築・形成

①水道の使用

- ・水圧を低めに調節します。
- ・節水に心がけ、無駄な水の使用をなくします。
- ・水栓には必要に応じて節水こまを取り付けます。

②紙類の使用

- ・市内LANや電子メールを活用することにより、ペーパーレス化を推進します。
- ・各種印刷物は作成部数の見直しを徹底し、必要最小限度とします。
- ・特別な用途を除き、資料は原則として両面コピーとします。
- ・不要紙の裏面利用を徹底します。
- ・各種報告書や白書等の市民向け文書をホームページで公開することにより、発行部数の削減を図ります。
- ・ファイリング用品等は可能な限り再利用します。
- ・使用済み封筒は市内通信用等に再利用します。

③グリーン購入の推進

- ・海老名市グリーン購入基本方針、同調達方針等に基づき、環境物品の調達目標を策定し、物品の総購入量を削減するとともに、グリーン購入率の向上に努めます。

④ごみ、資源の分別の徹底

- ・ごみ箱の色や表示を工夫し、職員だけでなく来庁者にも分かりやすい分別を行います。
- ・ごみ、資源の分別を徹底します。
- ・研修やポスター掲示等を行い、職員の意識啓発を行います。

(4) 公共事業での取り組み

①公共施設への再生可能エネルギー設備等の積極的導入

- ・施設の新築・改築時に太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や省エネルギー施設の導入をします。
- ・既存施設に再生可能エネルギー設備等を導入出来ないか検討します。

②公共事業の実施

- ・公共工事・契約事業環境配慮マニュアルを適用し、市が発注する入札対象金額以上の公共工事及び契約事業においてこのマニュアルを適用し、設計実施に至る段階まで、電気量削減、ごみ削減・資源化リサイクル、低公害車の使用等環境に配慮する取り組みを推進します。

③公共事業の法律等に基づく適正管理

- ・廃棄物やフロン等を法律等に基づき適正に管理します。

(5) 環境教育

①職員への啓発

- ・実行計画等の内容を職員に周知し、必要に応じて研修を行います。
- ・環境に関する情報を提供し、職員の意識向上をはかります。

②環境教育の推進

- ・小中学校の学校環境活動実施による 19 校の自主的な環境配慮の取り組みを推進します。
- ・「リサイクルのうた」や環境のかかるた等を使用し、幼児への啓発を行います。

(6) みどりの保全と創出

①公共施設の緑化推進（屋上緑化、壁面緑化、芝生化、緑道整備等）を検討します。

②緑地等の適正な維持管理

- ・緑地等の維持管理を適正に行い、緑地を保全します。

(7) 環境に関する情報発信

- ・えびな環境白書を発行します。
- ・その他環境情報の発信を行います。

第6章 実行計画の推進

1. 推進体制

この実行計画の推進については、海老名環境マネジメントシステムがその進行管理を担います。これにより、海老名市の公共施設等における環境に影響を及ぼす全ての事務事業・事業活動について、日常的な環境配慮を行い、より効率的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2. 運用管理

実行計画は、海老名市に所属する全ての組織が行う事務及び事業（第2章 基本的事項 1. 実行計画の対象範囲参照）を対象とし、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを行っていきます。

温室効果ガスの削減に向け、電気使用量及び灯油等燃料の使用量を管理するため測定をするほか、電気使用量の削減目標を定めたり、空調の適正運転や照明の間引き、こまめな消灯等を行う等、各施設における電気使用量、燃料使用量等を削減していきます。

また、限られた資源を有効に活用し、森林等の温室効果ガスの吸収作用を保全する観点から、公共施設における再資源化率の向上を目指したごみゼロ運動の推進等、様々な対策も実施していきます。

3. 実施状況の点検

海老名環境マネジメントシステムを活用して、半年毎に行います。

4. 実施状況の公表

実施状況等については、えびな環境白書等に掲載します。

5. 職員の研修

職員の環境意識の向上のため、海老名環境マネジメントシステムに係る研修において、実行計画の内容等も取り入れた研修を実施します。

終章 市民・事業者・行政の取り組み（区域施策編に代えて）

前章までで、市の事務事業において地球温暖化防止への目標、取り組みについて述べてきましたが、地球温暖化の防止に市全体で取り組むため、公共部門以外の市民（家庭）や事業者（所）における地球温暖化対策は不可欠です。本章は、これまで別編としていた「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」を時点修正し、非公共部門における地球温暖化対策を、地球温暖化対策実行計画の区域施策編（地球温暖化対策の推進に関する法律 第19条第2項）として公表するものです。

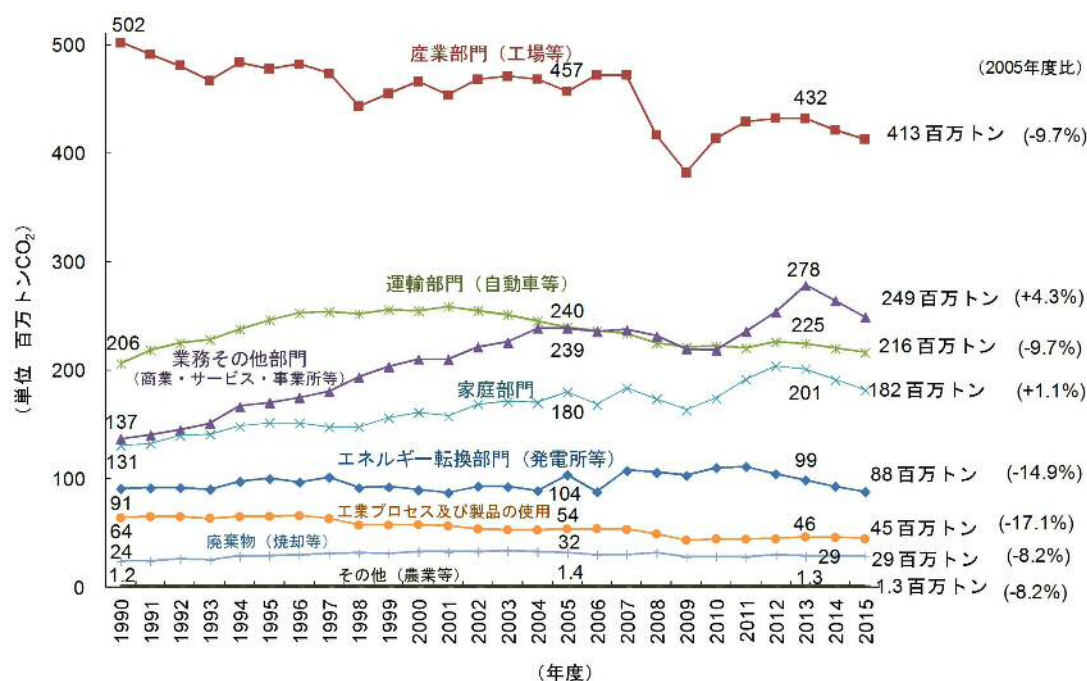
1. 温室効果ガスの排出状況

平成25(2013)年度の日本の温室効果ガスの総排出量は14億800万トンでした。

これは、平成24(2012)年度と比較し1.2%、平成17(2005)年度と比較し0.8%、平成2(1990)年度と比べて10.8%増加しています。

平成24(2012)年度と比較し排出量が増加したのは、火力発電における石炭の消費量の増加や、業務その他の部門における電力や石油製品の消費量の増加により、エネルギー起源の二酸化炭素排出量が増加したことが要因として挙げられます。

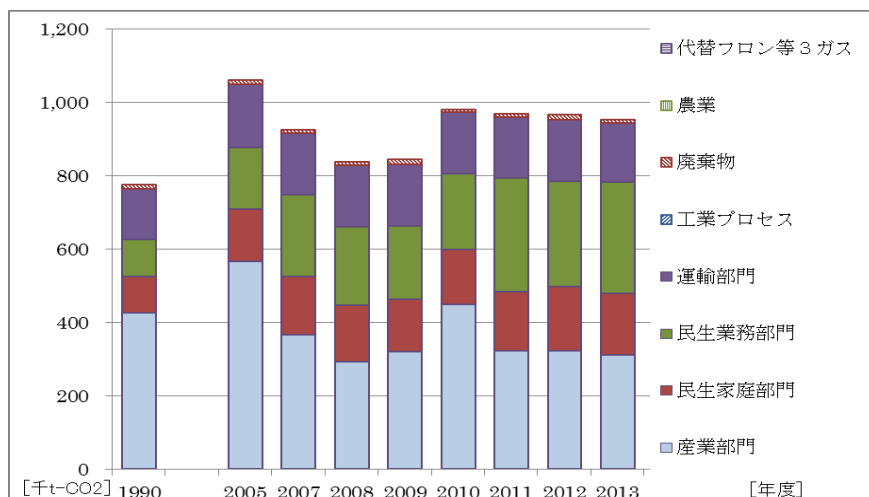
日本の二酸化炭素の部門別排出量



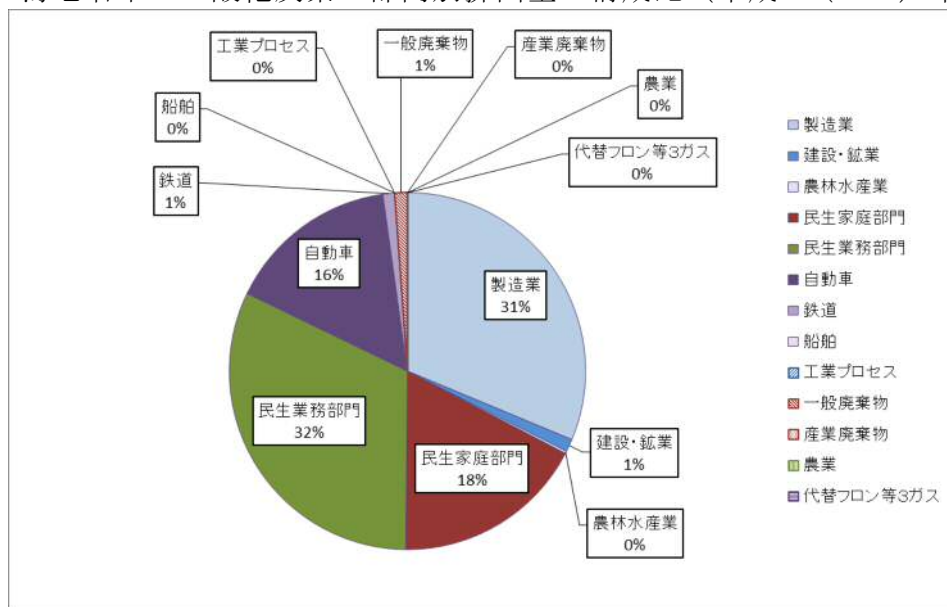
出典：環境省平成27年度の温室効果ガス排出量（速報値）について

下図は、当市単独の二酸化炭素排出量の把握が困難なため、環境省が実行計画策定のために公開している排出量算定の支援ツールを用いて算出した、当市の平成 25（2013）年度までの部門別の二酸化炭素排出量の推移と、平成 25（2013）年度の部門毎の構成比を推計したものです（簡易な推計手法を採用されているため、あくまでも参考値です）。

海老名市の二酸化炭素の部門別排出量（年度毎）



海老名市の二酸化炭素の部門別排出量の構成比（平成 25(2013) 年度）



▼各部門の定義▲

- 民生業務…小売業、飲食店、宿泊施設、公共施設等の第3次産業の業務、商業系事務所
- 民生家庭…戸建住宅、集合住宅等の一般家庭の事
- 運輸 …家庭で使用される自動車、公共交通機関、トラック等の事業用の貨物車両等

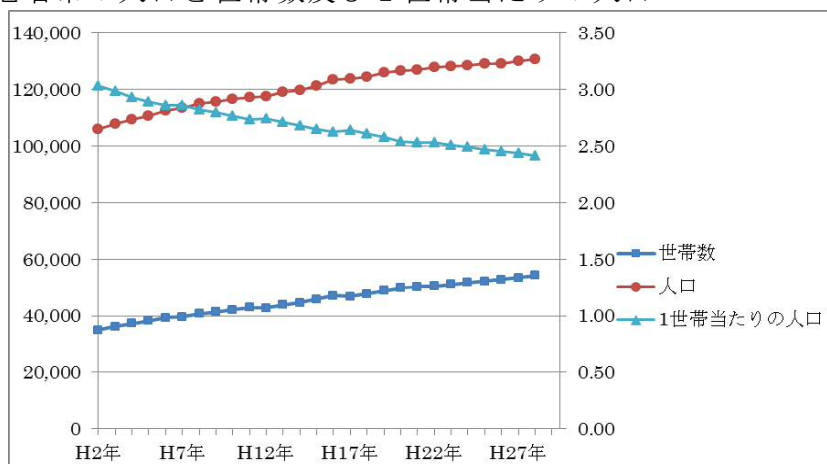
2. 市民・事業者・行政に求められていること

(1) 市民

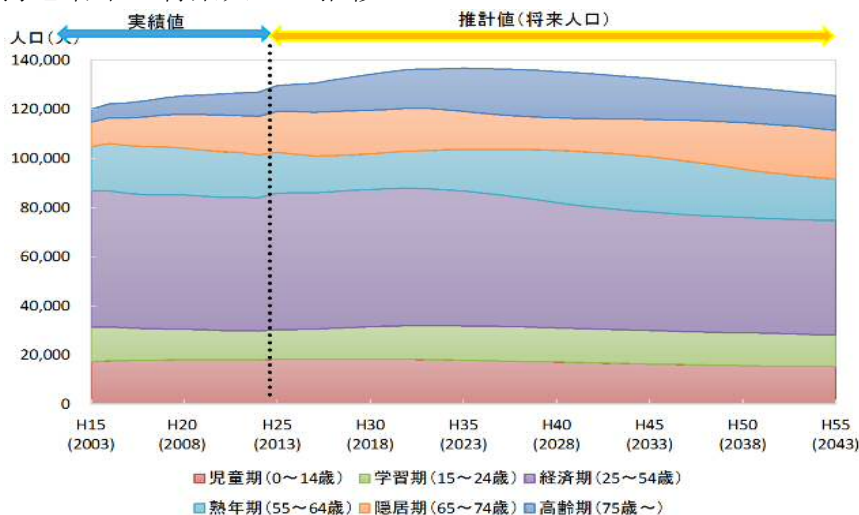
本市では人口の微増傾向が続いており、世帯数にも同様の傾向がみられ二酸化炭素排出量も増加が続くと考えています。このため、市民には継続した地球温暖化対策の徹底を進めることが求められています。

人口の増加以上に世帯数の増加は、電力使用基本契約数の増加に直結し、結果として二酸化炭素排出量の増加に大きく影響を与えます。単身世帯と比べ家族世帯は、二酸化炭素排出量が相対的に多くなる等、同居する家族の協力を得ないと削減行動に取り組めないといった課題がありますが、「家族一緒に同じ部屋で過ごす」、「家族一緒に食事する」、「お風呂は続けて入る」等、家族世帯ならではの削減方法もあり、単身世帯と比べ削減効果が大きく表れる側面があります。そういったソフト面の対策と合わせ、省エネルギー性能の高い製品への買い替えを行う等、ハード面の対策を進めることが重要です。

海老名市の人口と世帯数及び1世帯当たりの人口



海老名市の将来人口の推移



出典：
海老名市公共施設白書

(2) 事業者

前出の「海老名市の二酸化炭素の部門別排出量」とおり、本市の二酸化炭素排出量の31%が産業部門の1つである製造業から、32%が民生業務部門から、17%が運輸部門の1つである自動車（家庭で利用される自家用車も含む）から排出されています。

また、日本全体としては平成20(2008)年のリーマンショックの影響で二酸化炭素排出量も減少したもののその後は増加傾向にあり、本市においても同様の傾向があると推測されます。

今日では、CSR(企業の社会的責任)に対する市民の関心も高まっていることもあり、事業者もCSRの1つとして地球温暖化対策に積極的な姿勢を示すことが求められています。

市内事業者においても、空調・照明の節電、エコドライブ、クールビズ、働き方の変革、再生可能エネルギーの導入、社会へのクリーンエネルギーの供給、生産過程で発生するかすを燃料としたり、BEMS(建物全体の電力消費の監視と分析を行うシステム)の導入を行う等の対策を行っています。

(3) 行政

行政は市域内の二酸化炭素排出量を削減するために率先して地球温暖化対策を推進する必要があります。そのため、本市では平成20(2008)年3月に公共施設実行計画を策定し、市の事務事業から排出される二酸化炭素を平成24(2012)年度までに平成17(2005)年度の排出量から2.6%削減することを目標と定め、地球温暖化対策を進めてきました。

行政は第5章で示したような一事業者としての地球温暖化対策を推進することの他に、市域全体の二酸化炭素排出量を削減する計画を策定し、地球温暖化対策に関する情報提供、研修の機会の提供等の普及啓発活動を進めていき、市民、事業者が地球温暖化対策を進めやすい環境を整えることが求められています。

3. 市民・事業者・行政の取り組み

市民、事業者、行政の三者が目標の達成に向けてできること、取り組むべきことを明確にし、具体的な行動内容を記載します。

(1) 省エネルギー活動等の推進

① 事業活動、日常活動の省エネ

- ・電気やガス、燃料、水等の、工夫した無駄のない効率的な利用
- ・省エネ生活、活動、製品開発、啓発

② 省エネ型施設等の製造、導入、導入促進

- ・省エネ型施設等の積極的導入、製造、支援

③環境マネジメントシステムの導入、支援

- ・ I S O等認証取得の導入、支援、運用

(2) 再生可能エネルギー施設の設置

①再生可能エネルギー施設等の導入

- ・ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー施設等の積極的導入その支援

(3) 交通等対策

①自動車利用の削減

- ・ 自動車利用の削減、相乗りの推進

②徒歩、自転車利用の促進

- ・ 近場は自動車を利用せず、徒歩や自転車で移動
- ・ 歩道や自転車専用道路の整備
- ・ 駐輪場の適正配置

③公共交通の利用、促進

- ・ コミュニティバスの運行、利用向上
- ・ イベント時等の公共交通機関利用の促進
- ・ 鉄道輸送力増強の要望活動

④低公害車の導入

- ・ 低公害車の導入、支援
- ・ 低公害車に関するイベントの開催

⑤エコドライブの促進

- ・ 講習会、イベントの開催、参加
- ・ エコドライブを心掛け自動車燃料使用量の削減

⑥環境に配慮した市街地整備

- ・ 商店街活性化（買い物は地元で）
- ・ 渋滞解消、緩和、円滑に流れるような道路整備
- ・ 県や警察等へ右折専用レーン、信号機の要望

(4) 資源の有効活用、循環型社会の構築・形成

①ごみの減量化

- ・ 3 Rの促進と実行
- ・ 生ごみ処理機等の活用、普及
- ・ バイオディーゼル燃料の活用

②資源化の促進

- ・ 適切な分別の実行、推進

- ・エコマーク商品等のグリーン購入や、環境に配慮した低炭素な日常生活用製品等の利用、製造、販売、推進
- ・マイバッグ等の持参・促進

(5) みどりの保全と創出

①森林、緑地等の維持管理とその支援

- ・緑地の適切な整備、拡大、維持管理
- ・奨励金制度
- ・里山用具貸出

②緑化促進、意識の向上

- ・地域緑化活動への参加、支援
- ・緑のカーテンの創設
- ・屋上や壁面の緑化の推進

③建築物等への木材利用

- ・建築物等への県産木材の利用

④農地の保全

- ・遊休農地の活用
- ・農業活性化
- ・地産池消、旬産旬消の推進

(6) 環境教育、情報提供

①環境教育

- ・環境に関するイベント等への参加、開催、支援

②環境への取り組みや情報の発信、啓発、参加

- ・国県等との連携したPR活動（クールチョイス、エコ10トライ、ライトダウン等）とその活動への参加

(7) その他

①温室効果ガス等の適切な管理

- ・フロン類が使用されている機器等（空調機器、冷凍機器、自動車等）の点検や、適正な使用・廃棄

海老名市地球温暖化対策実行計画

平成29年4月

発行 神奈川県海老名市
編集 海老名市経済環境部環境みどり課
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
TEL 046-235-4912 (直通)